

地方自治法第96条第2項に基づく議決事件に関する理事会協議結果

1 議会基本条例に基づく議決対象

(1) 基本構想

「横浜市基本構想（長期ビジョン）」（平成18年6月策定）と同等のもの

(2) 基本計画

「横浜市中期4か年計画」（平成22年12月策定）と同等のもの

※上記（1）、（2）の基本構想及び基本計画（行政全般に係る基本的な計画）については、策定前に運営委員会で説明を受け、議会での審査方法等の手続きを決定する。

(3) 各分野における基本的な計画等

議会基本条例案 第13条（3）

「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等（当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。）の策定、変更又は廃止」

2 常任委員会で判断する際に議決する（しない）ものの考え方

(1) 議決すべきとする考え方

① 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会における協議結果（抜粋）

「常任委員会で判断にあたっては、次の指標（案）を市会運営委員会申し合わせ確認事項とすることを決定した。

指標（案）

各分野における基本的な計画等の議決事件の扱いについては、策定前に説明を受けた所管の常任委員会において、市内全域又は全市民を対象とした基本的な方向性を定める3年以上にわたる計画等のうち、特に重要なものとした計画等とする。」

(2) 議決すべきでないとする考え方

① 行政内部の管理・運営に関する計画・指針・事務規定等

② 決定権が横浜市以外の機関等と法令等で定められているもの

③ 議会への報告が法令等で定められているもの

④ 市長その他の執行機関が策定すると法令等で定められているもの

※法令等…法令に加え、条例又は横浜市以外の機関の定めによるもの

3 議決範囲の考え方

議決を要すべき計画に単年度ごとの事業費、事業計画、数値目標等が含まれる場合、これらを議決すると、実質的に予算審議に関わる部分を前もって議決することになり、予算審議等を形骸化させる恐れが生じる。

従って当該部分を議決部分から切り離して、参考という扱いにすることとする。(予算議案における予算説明書のように、一体として議論をするが、議決部分には含まない扱い)

4 変更議決の考え方

議会基本条例において、計画等の「軽微な変更」を議決対象から除くことを規定し、「軽微な変更」の考え方については、以下のとおりとする。

- (1) 計画中で使用している個別の政策・事業の名称や統計データの更新など、計画の基本的な方向性に影響を与えない部分のみを変更する場合
- (2) 計画中で使用している法令の改正に伴う条項のずれなど、法律や条例の制定改廃により政策的な判断を伴わずに自動的に書き換えが必要となる部分のみを変更する場合

